㈢　火災模型

別図第十に示すように配置した縦一・〇メートル、横一・〇メートルの長方形の鋼板製燃焼火皿に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタン六十リットルを入れ、かつ、鋼板製燃焼火皿の上端から油面までの高さが十四センチメートルとなるように水を入れた火災模型とすること。

㈣　消火

㈠に示す高さを最大の高さとした場合及び最小の高さとした場合のそれぞれについて、㈢に示す模型に点火して予燃焼時間一分を経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。

第六　開放個数の試験方法

省令第四条第二号イに規定する試験方法は、次の一から三までのとおりとし、四の基準により作動したヘッドの個数を確認すること。この場合において、標示温度が七十九度以上百二十一度未満の閉鎖型泡水溶液ヘッドにあっては、当該ヘッドと同一の構造の標示温度が七十九度未満の閉鎖型泡水溶液ヘッドにおける試験の結果に基づき、作動したヘッドの個数の確認を行うことができる。

一　閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、床面の各部分が一の閉鎖型泡水溶液ヘッドの設計上の放射範囲に包含されるよう当該閉鎖型泡水溶液ヘッド間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火炎を有効に消火することができるものとして設計された範囲内で最小の高さに設置すること。

二　泡放射

泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力を最低圧力とすること。

三　火災模型

別図第十一に示すように配置した縦一・〇メートル、横二・〇メートルの長方形の鋼板製燃焼火皿に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタン二リットルを入れ、かつ、鋼板製燃焼火皿の上端から油面までの高さが十四センチメートルとなるように水を入れた火災模型とすること。

四　作動

三に示す模型に点火した後、火炎が消失した時点において作動したヘッドの個数を確認すること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別図第一　整流筒（第二第六号関係）
（単位　ミリメートル）

別図第二　放射分布試験装置（第三第一号（十三）イ、第三第二号㈤イ　関係）
（単位　センチメートル）